

平成 20 年 2 月 14 日

各 位

上場会社名 日本カーボン株式会社
代表者 取締役社長 田島 茂雄
(コード番号 5302 東証第一部)
問合せ先 業務管理部長 今井 浩二
(TEL 03-3552-6111)

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の改定について

当社は、平成 19 年 2 月 13 日開催の取締役会において、平成 19 年 3 月開催の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株式の大量買付行為への対応策（以下「旧プラン」といいます。）を決定し、同日付の当社プレスリリースで公表し、平成 19 年 3 月 29 日開催の当社第 148 回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て旧プランを導入しました。その後、金融商品取引法の施行、買収防衛策としての新株予約権の無償割当てに関する裁判所の一連の決定、および近時の買収防衛策をめぐる議論の状況等を踏まえ、当社グループの企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現のための取組みとしての旧プランの在り方について更なる検討を行ってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成 20 年 2 月 14 日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、平成 20 年 3 月 28 日開催予定の第 149 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを以下のとおり改定することを決定いたしましたので、次のとおり、お知らせいたします（改定後の当社株券等の大量買付行為への対応策を、以下「本プラン」といいます。）。

改定の主な内容は次の通りです。

①当社定款第 16 条の内容を別紙 4 の通り改定することのご承認を頂き、改定された定款第 16 条に基づき、本プランのご承認をいただきます。

②新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産（金銭）の価額（行使価額）を旧プランでは金 1 円以上で時価の 50%相当額以下の範囲内において、当社取締役会が決定する金額としていたものを、金 1 円といたします。

③新株予約権に付されている取得条項について、当社が一定の条件の下で新株予約権を行使することができない者の新株予約権を取得し、その対価として新株予約権 1 個につき当社取締役会が定める金銭その他の財産を交付することができる旨を追加いたします。

その他詳細につきましては以下に記載しております。

なお、上記を決定した取締役会には、当社監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

1. 当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に向けた取組みについて

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、1914年（大正4年）の創業以来①わが国カーボン工業のパイオニアまたリーディングカンパニーとして、蓄積してきた経験とノウハウに基づいたカーボン製品に関する総合的な技術力、②カーボンのすぐれた特性を活かし、お客様の幅広いニーズにきめ細かく応えることのできる、人造黒鉛電極、特殊炭素製品、炭素繊維複合材料、レスボン製品、リチウムイオン電池負極材など、高品質・高性能で豊富な製品群、③取引先との強固かつ長期的な信頼関係、④独自技術を持つ人材の能力発揮に基づく最先端かつ独創的な製品開発力、および⑤健全な財務体質にあります。

(2) コーポレート・ガバナンスの仕組みの強化

当社は、監査役3名のうち、2名が独立性を有する社外監査役であり、平成12年11月より執行役員制度を導入し、取締役数の削減をはかり、迅速かつ機動的な業務執行を行うことができる体制を整えてまいりました。執行役員制により、経営の意思決定と業務執行の分離をはかりつつ、業務執行を監視する体制を強化するべく努めてまいりました。

これに加え、平成19年3月開催の当社定時株主総会において、当社取締役の任期を2年から1年に短縮する旨の定款変更について株主の皆様にご承認いただき、業務執行の監視体制を強化いたしました。さらに、今後とも当社のガバナンス体制をより一層強化してまいります。

当社は、以上の諸施策を実行し、当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をはかってまいります。

2. 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社は、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きが顕在化しています。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが買収対象である会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような株券等の大量買付行為の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に引き取る目的で行う買付けなど、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

3. 本プラン導入の必要性

こうした中で、当社の企業価値を向上させ、会社の利益ひいては株主共同の利益を実現する

ためには、①高い技術力・開発力と人格を兼ね備えた社員の育成、②創業以来のノウハウや実績などを結集した、質の高いサービスの提供の継続、③長年にわたり培ってきた顧客および高い加工能力を有するグループ会社などとの信頼関係・連携の維持、④顧客・現場重視の企業文化および健全な財務体質の維持が必要不可欠であり、これらが当社株券等の大量買付行為を行う者により確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益は毀損される可能性があります。

特に、当社の主要事業である、カーボン製品は、常に新たな分野への用途開発や新素材開発が大切であり、経営方針が業績に反映されるには中長期間を要するため、経営方針についても中長期的な視点が必要不可欠であり、短期的成果配分を目指す経営方針では、企業基盤の存立を危うくし、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益は毀損されることになりかねません。

さらに、大量買付行為の行われる際には、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項など、様々な事項を株主の皆様が適切に把握し、当該買収が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断していただく必要があります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために不当な買収者に対する協議・交渉等を行うことを可能としたりすることにより、当社の企業価値の向上および株主共同の利益を実現するための合理的な枠組みとして、下記4.「本プランの内容」以下にその詳細を記載する本プランの導入が必要であると判断しました。

なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。当社の直近の大株主の状況等は別紙5のとおりです。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者（下記4.(2).イ.に定義します。）が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。本新株予約権の詳細については、下記(4)「本新株予約権無償割当ての概要」をご参照ください。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

なお、本プランに基づく対抗措置を機動的に発動するため、新株予約権の発行登録を行うことがあります。

イ. 本プランの導入手続—本定時株主総会における承認

本プランの導入にあたり、株主の皆様の意思を反映するため、本定時株主総会における決議により以下の点につきご承認いただきます。

- ① 別紙4のとおり、当社定款第16条を、「当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上のため、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入、継続、変更または廃止を決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、株主総会の決議または取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てまたは会社法その他の法令および本定款上認められるその他の措置を行うことができる。」旨の規定に改定することをご承認いただきます。
- ② 上記①による変更後の当社定款第16条の規定に基づき、本プランをご承認いただきます。但し、本定時株主総会において上記①のご承認が得られなかった場合は、変更前の当社定款第16条の規定に基づき、本プランをご承認いただきます。

ロ. 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の設置

本プランにおいて、本プランに基づく対抗措置の発動、不発動等の判断は最終的には当社取締役会が行いますが、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会から独立した者のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとします。独立委員会は3名以上の委員より構成され、委員は当社取締役会が当社の社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）から選任します。

なお、本プランにおける独立委員会の委員は、別紙3記載の各氏を予定しております。また、独立委員会規則の概要については、別紙2をご参照ください。

ハ. 本プランの公表

当社は、本プランにつき株式会社東京証券取引所の規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（<http://www.carbon.co.jp>）に本プランを掲載いたします。

(2) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

イ. 対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

- ① 当社が発行者である株券等^{*1}について、保有者^{*2}の株券等保有割合^{*3}が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等^{*4}について、公開買付け^{*5}に係る株券等の株券等所有割合^{*6}およびその特別関係者^{*7}の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

*1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

*2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において別段の定めがない限り同じとします。

*3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

*4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。②において同じとします。

*5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

*6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

*7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

ロ. 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言、および、以下の各号に定める大量買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。かかる買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。当社取締役会は、かかる買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。

独立委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会等を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付者においては、当該回答期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大量買付行為の対価の額の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を

含みます。)ならびにその算定根拠等を含みます。)

- ④ 大量買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- ⑤ 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 大量買付行為の後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、大量買付者が本プランに定められた手続に従うことなく大量買付行為を開始したものと認める場合には、引き続き買付提案書の提出を求めて大量買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記ニ.(ハ)に記載のとおり、当社取締役会に対して、本プランに基づく対抗措置を発動することを勧告します。

ハ. 当社取締役会に対する情報提供の要求

大量買付者から買付提案書が提出された場合、独立委員会は、当社の企業価値を向上し、会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するという観点から買付提案書の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限(原則として60日を上限とします。)を定めた上、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。)およびその根拠資料、代替案がある場合は当該代替案、その他独立委員会が必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することがあります。

ニ. 独立委員会の検討手続および情報開示

独立委員会は、本プランに基づく対抗措置を発動することが相当か否かを、以下の手続に従い検討します。

(イ) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、大量買付者および(当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には)当社取締役会からの情報・資料等を受領した後、原則として最長60日間(ただし、下記(ハ)c.に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。)、大量買付者の大量買付行為の内容の検討、大量買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等および当社取締役会の提供する代替案の検討を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現という観点から当該大量買付行為の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該大量買付者と協議・交渉等を行い、または当該大量買付行為の内容もしくは当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示の勧告等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現に資するものとなるように、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助

言を得ることができるものとします。独立委員会が、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、大量買付者は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(ロ) 大量取得行為の内容等に関する情報開示

当社は、大量買付者から買付提案書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(ハ) 独立委員会の勧告

a. 独立委員会が本プランに基づく対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者が上記ロ、およびハ、に規定する手続を遵守しなかった場合、または大量買付者の大量買付行為の内容の検討、大量買付者との協議・交渉等の結果、大量買付者による大量買付行為が下記(3)「対抗措置の発動の条件」に定める要件のいずれかに該当し、本プランに基づく対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本プランに基づく対抗措置を発動することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本プランに基づく対抗措置の発動の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、その中止等に関する新たな勧告を行うことができるものとします（新株予約権の無償割当ての方法による場合、本新株予約権の要項に定める行使期間開始日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当ての中止、または（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができます。）。

- ① 当該勧告後大量買付者が大量買付行為を撤回した場合、その他大量買付行為が存しなくなった場合
- ② 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による大量買付行為が下記(3)「対抗措置の発動の条件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本プランに基づく対抗措置を発動することが相当ではない場合

b. 独立委員会が本プランに基づく対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者の大量買付行為の内容の検討、大量買付者との協議・交渉等の結果、大量買付者による大量買付行為が下記(3)「対抗措置の発動の条件」に定める条件のいずれにも該当しない、または該当しても本プランに基づく対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本プランに基づく対抗措置を発動しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記a.の要件を充足することとなった場合には、本プランに基づく対抗措置の発動の勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

c. 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該大量買付者の大量買付行為の内容の検討・当該大量買付者との協議・交渉、代替案の作成等に必要とされる合理的な範囲内（原則として30日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(二) 独立委員会の勧告等に関する情報開示

当社は、独立委員会が上記(ハ)に定める勧告等の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、当該決議の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（上記(ハ)c.に従い独立委員会検討期間を延長する場合には延長の理由・延長期間等を含みます。）について、決議後速やかに株主の皆様に対する情報開示を行います。

(ホ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本プランに基づく対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。なお、大量買付者は、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置の不発動に関する決議を行うまで、大量買付行為を実行してはならないものとします。

(3) 対抗措置の発動の条件

当社は、大量買付者による行為等が下記のいずれかの要件に該当し本プランに基づく対抗措置を発動することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続」ニ.(ホ)に記載される当社取締役会の決議により、本プランに基づく対抗措置を発動することを予定しております。なお、下記の要件に該当し本プランに基づく対抗措置を発動することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告に基づき決定されることになります。

記

イ. 本プランに定める手続を遵守しない大量買付行為である場合

ロ. 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為である場合

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行われる行為
- ② 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社グループの犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような

行為

- ③ 当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ハ. 強圧的二段階買付（最初の買付けで全ての株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為である場合
- ニ. 当社取締役会に、当該大量買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大量買付行為である場合
- ホ. 当社株主に対して、本必要情報その他大量買付行為の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が提供されず、または提供された場合であっても不十分な提供である場合
- ヘ. 大量買付行為の条件（対価の額・種類、大量買付行為の時期、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の実現可能性、大量買付行為の後の経営方針または事業計画、大量買付行為の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な大量買付行為である場合
- ト. 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの有形無形の経営資源（従業員、取引先、顧客等との人的ネットワークを含みます。）を破壊するおそれのある大量買付行為である場合

- (4) 本新株予約権無償割当ての概要（詳細については、別紙 1「日本カーボン株式会社 新株予約権の要項」をご参照ください。）

本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は金1円とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、本新株予約権には取得条項が付されており、当社は一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。さらに、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することができます。当社は、一定の条件の下で新株予約権を行使することができない者の新株予

約権を取得し、その対価として、新株予約権と引換えに新株予約権1個につき当社取締役会が定める金銭その他の財産を交付することもできます。

なお、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成20年12月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。当社の取締役の任期は1年であり、かかる取締役の任期に合わせて本プランの有効期間も1年とするのが、株主の皆様の意思の重視により資すると考えております。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成20年2月14日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、導入にあたり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、上記4. (1) イ. 記載のとおり、本定時株主総会において、まず別紙4に記載する定款変更案を承認する議案をお諮りし、定款変更案をご承認いただける場合は、次に変更後の定款に基づいて導入される買収防衛策として本プランのご承認をお諮りします。また、定款変更案をご承認いただけない場合は、変更前の定款に基づいて導入される買収防衛策として本プランのご承認をお諮りします。本定時株主総会において本プランをご承認いただけない場合は、本プランは導入されません。また、上記4. (5)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランは、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社社外監査役および社外有識者により構成されます。実際に当社株券等に対して大量買付行為がなされた場合には、上記4. (2)「本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等について取締役会への勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して本プランに基づく対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づいて決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様の情報開示を行うこととされており、当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記4. (2) ニ. 「独立委員会の検討手続および情報開示」および4. (3) 「対抗措置の発動の条件」にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(5) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、上記4. (2) ニ. (イ)「独立委員会の検討作業」にて記載したとおり、大量買付者が出現した場合、独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(6) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記4. (5)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができることとしており、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は、取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

6. 株主の皆様等への影響

(1) 本プラン導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)ハ.に記載する手続により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様が株券が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

(4) 本新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

イ. 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決定した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様が本新株予約権が割り当てられますので、名義書換を済まされていない株主の皆様におかれては、割当期日まで速やかに保

有する株式に係る名義書換手続を行っていただく必要があります。株式会社証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、申込みの手続を経ずに当然に本新株予約権者になります。

ロ. 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり金1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社株式が発行されることとなります。

ハ. 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

別紙 1

日本カーボン株式会社 新株予約権の要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

下記Ⅱ. 記載の事項を含む内容の新株予約権（以下個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数の新株予約権を割り当てる。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除く。）1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は金1円とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日の翌日（または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日）を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、(7) 項2) または3)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場

合、当該取得に係る新株予約権の行使期間については当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金額の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。）が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。
- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者を指し、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。）によって、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 3 項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して 20%以上となる者をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条に定義される。）をいう。

- 2) 上記 1) にかかわらず、下記①ないし④の各号に該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）
 - ② 当社を支配する意図がなく上記1)（i）の特定大量保有者に該当することになったものである旨当社取締役会が認めた者であって、かつ上記1)（i）の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)（i）の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)（i）の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
 - ④ その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値または会社の利益ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（上記1)（i）ないし（vi）に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または会社の利益ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または会社の利益ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 新株予約権者は、当社に対し、自らが上記1) 記載の（i）ないし（vi）のいずれにも該当せず、かつ、上記1)（i）ないし（vi）に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 4) 新株予約権を有する者が本（4）項の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金は、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、上記(3)に規定する新株予約権の行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記(4)1)の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
- 3) 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記(4)1)の規定により新株予約権を行使することができない者の新株予約権を取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき当社取締役会が定める金銭その他の財産を交付することができる。

(8) 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成20年2月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

独立委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）の導入に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 1. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の社外監査役および以下の条件を満たした者（以下「社外有識者」という。）の中から選任する。ただし、社外監査役および社外有識者が、常時少なくとも1名ずつ就任していなければならない。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。

① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下本条において同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下本条において同じ。）等となったことがない者

② 現在または過去における当社等の取締役または監査役の一定範囲の親族でない者

③ 当社等との取引先でなく、当社等との間に特別の利害関係のない者

④ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）

2. 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

第3条 1. 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議の内容を理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、会社法上の機関として決議を行うにあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。各委員および当社各取締役は、かかる決議にあたっては、専ら当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

① 本プランの対象となる大量買付行為への該当性

② 本プランに基づく対抗措置の発動もしくは不発動または独立委員会検討期間の延長

③ 本プランに基づく対抗措置の中止

④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

2. 前項に定める事項の決定のほか、独立委員会は、以下の各号に定める事項を行う。

- ① 大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
- ② 大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
- ③ 大量買付者との交渉・協議
- ④ 取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
- ⑤ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- ⑥ 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行うことができる。

第5条 1. 独立委員会は、審議および決議を行うにあたり、大量買付者から当社に提出する買付提案書および以下の各号に定める大量買付行為の内容等の検討に必要な情報（以下「本必要情報」という。）を取得するよう努め、提供された情報が不十分であると判断した場合には、大量買付者に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めるとともに、直接または間接に当該大量買付者と協議、交渉等を行うことにより、買付提案の内容の正確な理解および必要に応じた修正の要求に努め、中立かつ公平な観点から慎重に検討を行う。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、ならびに当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含む。）
- ② 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の実現可能性等を含む。）
- ③ 大量買付行為の対価の額の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含む。））ならびにその算定根拠等を含む。）
- ④ 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含む。）
- ⑤ 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

2. 独立委員会は、当社取締役会に対して、大量買付者の大量買付行為の内容に対す

る意見およびその根拠資料、代替案のある場合は当該代替案、その他独立委員会が必要と認める情報を一定の期間内に提示するよう要求することができる。

第6条 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第7条 各委員の任期は、本プランを承認した直近の定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

第8条 各委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

第9条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第10条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

第11条 独立委員会は、大量買付者から買付提案書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主への情報開示を行わなければならない。

別紙3

独立委員会委員の氏名

本プラン導入にあたり独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

小川 修（おがわ おさむ）

弁護士

昭和7年5月14日生

[略歴]

昭和31年3月	東京都立大学人文学部（法律学専攻）卒業
昭和41年3月	弁護士登録
平成6年3月	当社社外監査役（非常勤）
平成12年3月	当社社外監査役退任

富川 正（とみかわ ただし）

社団法人日本産業退職者協会常任理事

昭和13年7月17日生

[略歴]

昭和37年3月	同志社大学法学部卒業
昭和37年4月	安田信託銀行株式会社入行
平成2年10月	同行営業統括部営業推進第2部長
平成3年10月	安信住宅販売株式会社常務取締役
平成6年6月	日本橋サービス株式会社代表取締役
平成10年3月	当社社外監査役（常勤）
平成14年3月	当社社外監査役退任
平成17年6月	社団法人日本産業退職者協会常任理事

松谷 東一郎（まつたに どういちろう）

当社社外監査役（非常勤）

昭和19年1月29日生

[略歴]

昭和41年3月	東北大学経済学部卒業
昭和41年4月	株式会社富士銀行入行
平成5年6月	同行取締役総合事務部長
平成8年6月	株式会社富士ビジネスエイジェンシー代表取締役
平成11年10月	株式会社富士ビジネスエキスパーツ代表取締役
平成18年3月	株式会社みずほ銀行常勤監査役
平成19年3月	当社社外監査役（非常勤）

別紙4 定款変更案

現 行	変 更 案
<p>(新株予約権無償割当ての決定機関)</p> <p>第 16 条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</p>	<p>(買収防衛策)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上のため、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入、継続、変更または廃止を決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、株主総会の決議または取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てまたは会社法その他の法律および本定款上認められるその他の措置を行うことができる。</p>

大株主の状況等

1. 大株主の状況

平成19年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	8,694	7.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	7,002	5.92
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	5,725	4.84
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	4,660	3.94
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟	4,601	3.89
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	3,792	3.21
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	AIB INTERNATIONNAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋兜町6-7)	2,742	2.32
山内 正義	千葉県浦安市	2,155	1.82
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	2,107	1.78
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1 -1	1,819	1.54
計		43,300	36.59

(注) 1 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりである。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 8,694 千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 7,002 千株

資産管理サービス信託銀行株式会社 4,601 千株

2 上記のほか当社所有の自己株式2,414千株(2.04%)ある。

2. 所有者別状況

平成19年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	50	82	99	104	4	12,512	12,851	
所有株式数 (単元)	—	44,279	5,606	5,324	18,058	17	43,940	117,224	1,101,045
所有株式数 の割合(%)	—	37.8	4.8	4.5	15.4	0.0	37.5	100.0	

(注) 1 自己株式2,417,571株は「個人その他」に2,417単元及び「単元未満株式の状況」に571株含めて記載してある。なお、自己株式2,417,571株は、株主名簿記載上の株式数であり、平成19年12月31日現在の実質保有残高は、2,414,571株である。

2 「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が、23単元含まれている。